

第3回農地部会議事録

- 1 招集日 平成30年3月5日（月）
- 2 開会日時及び場所
平成30年3月5日（月） 午後1時55分
雲仙市役所本庁舎別館3階防災対策室
- 3 閉会日時 平成30年3月5日（月） 午後2時58分
- 4 委員氏名

(1)出席者（13名）

1 番	水口 正好	4 番	渡部 篤	9 番	林田 剛	10 番	横田 晴喜
11 番	松尾 文昭	14 番	吉田 良一	16 番	森崎 茂徳	18 番	内田 弘幸
24 番	草野 定	28 番	田浦 則利	32 番	鶴殿 徳康	34 番	馬場 保
36 番	川内 幸徳						

(2)欠席者（5名）

3 番	大島 忠保	7 番	渡辺 勝美	8 番	本田 岩勝	15 番	平野 利光
33 番	渡邊 茂徳						

(3)部会長の依頼により出席した委員（1名）

35 番 小筏 正治

5 議事に参与した者

事務局長	江口 秀司
参 事	増富 浩彦
主 査	福田 智美
嘱 託	大石由紀子

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第12号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第13号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第15号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第6 議案第16号 農用地利用配分計画（案）に係る意見聴収について
- 日程第7 議案第17号 農地法第2条第1項の「農地」の判断について

午後 1 時55分開会

○事務局長（江口 秀司君） 農業委員会等に関する法律第 28 条第 4 項の規定に達しております。部長に開会をお願いいたします。

○議長（馬場 保君） 改めまして、皆さん、こんにちは。昼間のご多用の中、また足元の悪い中、ご参集いただきましてありがとうございます。

それでは、始めさせていただきます。

ただいまから平成 30 年第 3 回雲仙市農業委員会農地部会を開会いたします。

各委員の協力方よろしくお願いいたします。

本日の付議すべき事項として、議案第 12 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 13 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 14 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 15 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、議案第 16 号農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について、議案第 17 号農地法第 2 条第 1 項の「農地」の判断について、以上 6 件を付議します。

議事進行上、発言される場合は、挙手をして、議長が指名をしてから起立しマイクを通して発言してください。また、携帯電話は電源をお切りになるかマナーモードに設定くださいますようお願いいたします。

早速議事に入ります。

日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規程第 12 条の規定により、28 番、田浦委員、32 番、鶴殿委員両委員を指名いたします。

次に、日程第 2、議案第 12 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○主査（福田 智美君）

（議案第 12 号について議案書をもとに説明）

これらの案件につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号に該当するような事実はないと思われます。以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号 124 番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。吉田委員。

○委員（14 番 吉田 良一君） 議席番号 14 番、吉田です。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の受付番号 124 番については、農地所有適格法人が農地を借り受けて新規に営農する案件です。農地法第 3 条第 2 項に該当するような事実は認められず、

許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号１２４番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、議案第１２号、受付番号１２４番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号１２５番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。吉田委員。

○委員（１４番 吉田 良一君） 議席番号１４番、吉田です。

農地法第３条第１項の規定による許可申請の受付番号１２５番については、不在地主より譲り受ける案件です。農地法第３条第２項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号１２５番について、ご質疑がありましたらお願いします。

○参事（増富 浩彦君） ちょっと事務局から。

○議長（馬場 保君） 事務局、お願いします。

○参事（増富 浩彦君） 現地調査会において、４反５畝も贈与するのは間柄とか何か関係があったりするのかと質問があったので、確認しました。譲渡人が県外在住のため、農地の管理について、友人に相談したら、自分での管理は難しいので荒らかすよりは耕作してくれる人に無償でも引き取ってもらった方が良いのではと言われ、紹介してもらったのが今回の譲受人で、贈与の話がまとまったそうです。

現地調査会でも、不在地主で荒れてしまうよりは、無償でも譲り渡して耕作してくれる人がいるなら面積は広くても、まあ妥当じゃないかという事でした。

○議長（馬場 保君） ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第１２号、受付番号１２５番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号１２６番、１２７番は交換の案件ですので、一括して審議いたします。まず、地元委員の意見をお聞かせください。鶴殿委員。

○委員（３２番 鶴殿 徳康君） 議席番号３２番、鶴殿です。

農地法第３条第１項の規定による許可申請の受付番号１２６番、１２７番については、耕作利便のため交換する案件です。農地法第３条第２項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号１２６番、１２７番について、ご質疑がありましたらお願いします。内田委員。

○委員（１８番 内田 弘幸君） 議席番号１８番、内田です。この交換自体には何もなかですけど、この申請者の一方が以前に３条で購入されている農地を、農地改良届をだして、埋め立てされたと思うんですけど、見た限りでは、農地として使えるような埋め立てではないような気がするんですけどそこら辺はどうでしょうかね。

○議長（馬場 保君） 事務局、説明をお願いします。

○参事（増富 浩彦君） 地元の委員さんにそこら辺は確認をしてもらって、作付を必ずするというところで返事はもらっておりますので、ちょっと様子を見ておる段階でありますので、どっちみち１回は作付をしてもらわんことには、次には進めないと思いますので、表土あたりを入れてもらうようお願いはしております。

○委員（１８番 内田 弘幸君） 雲仙市役所瑞穂総合支所の近くでもあるし、結構目立つところですので、やっぱり農地改良届をされて、埋め立てられているのであれば、ちゃんとした形で今後に対応してもらいたいと思います。

○参事（増富 浩彦君） 了解しました。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、議案第１２号、受付番号１２６番、１２７番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号１２８番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。内田委員。

○委員（１８番 内田 弘幸君） 議席番号１８番、内田です。

農地法第３条第１項の規定による許可申請の受付番号１２８番については、子へ贈与する案件です。農地法第３条第２項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号１２８番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第１２号、受付番号１２８番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号１２９番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。内田委員。

○委員（１８番 内田 弘幸君） 議席番号１８番、内田です。

農地法第３条第１項の規定による許可申請の受付番号１２９番については、耕作利便のため買い受ける案件です。農地法第３条第２項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号１２９番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第１２号、受付番号１２９番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号１３０番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。内田委員。

○委員（１８番 内田 弘幸君） 議席番号１８番、内田です。

農地法第３条第１項の規定による許可申請の受付番号１３０番については、耕作利便のため譲り受ける案件です。農地法第３条第２項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号１３０番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第１２号、受付番号１３０番は許可相当と認

めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号１３１番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。森崎委員。

○委員（１６番 森崎 茂徳君） 議席番号１６番、森崎です。

農地法第３条第１項の規定による許可申請の受付番号１３１番については、耕作利便のため買い受ける案件です。農地法第３条第２項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号１３１番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第１２号、受付番号１３１番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号１３２番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。森崎委員。

○委員（１６番 森崎 茂徳君） 議席番号１６番、森崎です。

農地法第３条第１項の規定による許可申請の受付番号１３２番については、農地所有適格法人が農地を借り受けて新規に営農する案件です。農地法第３条第２項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号１３２番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、議案第１２号、受付番号１３２番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号１３３番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。川内委員。

○委員（３６番 川内 幸徳君） 議席番号３６番、川内です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号133番については、耕作利便のため買い受ける案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号133番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第12号、受付番号133番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号134番、135番は借受人が同一の案件ですので、一括して審議いたします。まず、地元委員の意見をお聞かせください。渡部委員。

○委員（4番 渡部 篤君） 議席番号4番、渡部です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号134番、135番については、農地所有適格法人が農地を借り受けて新規に就農する案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号134番、135番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第12号、受付番号134番、135番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号136番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。川内委員。

○委員（36番 川内 幸徳君） 議席番号36番、川内です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号136番については、不在地主より買い受ける案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号１３６番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第１２号、受付番号１３６番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第３、議案第１３号農地法第４条第１項の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○主査（福田 智美君）

（議案第１３号について議案書をもとに説明）

本案件につきましては、農地法第４条第２項各号に該当するような事実はないと思われま

す。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号２１番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。横田委員。

○委員（１０番 横田 晴喜君） 議席番号１０番、横田です。

農地法第４条第１項の規定による許可申請の受付番号２１番については、簡易手続相当の違反事案に該当するものとし、追認申請が提出されたものです。

申請人は、昭和５２年４月ごろより農業用施設用地として使用されていた申請地を昭和６３年４月に譲り受け、そのまま農業用施設用地として使用されていました。申請地は、農振白地ではありますが、おおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第１種農地であると考えられます。しかし、転用目的が、農業用施設用地であるため、第１種農地の不許可の例外に該当するものとし、許可をすることができる案件であると思われま

す。農地法第４条第２項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題ありませんでしたので、許可に当たって問題はないと考えま

す。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号２１番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。ご質疑

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第１３号、受付番号２１番は転用申請を認め

ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第14号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○主査（福田 智美君）

（議案第14号について議案書をもとに説明）

これらの案件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当するような事実はないと思われま

す。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号73番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。鵜殿委員。

○委員（32番 鵜殿 徳康君） 議席番号32番、鵜殿です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号73番について、申請人は、資材置き場用地への転用を計画されております。申請地は、農振白地であり、生産性の低いおおむね10ヘクタール未満の一団の区域内にある農地であることから、第2種農地であると考えられます。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題ありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号73番について、ご質疑がありましたらお願いします。森崎委員。

○委員（16番 森崎 茂徳君） 議席番号16番、森崎です。申請地の合計面積は1,035平米ですよね。転用の所要面積は999平米になつとるけど、残りの面積はどうなつとるとですか。

○議長（馬場 保君） 事務局、説明よろしいですか。

○参事（増富 浩彦君） 申請書の一番下の欄のその他参考となるべき事項で、472番1、205平米のうち市道敷内が36平米で、転用面積が実際169平米、で、474番1、830平米と合計すると999平米になるため、所要面積が999平米となっています。

○議長（馬場 保君） よろしいですか。

○委員（16番 森崎 茂徳君） はい。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、議案第14号、受付番号73番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号 74 番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。水口委員。

○委員（1 番 水口 正好君） 議席番号 1 番、水口です。

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の受付番号 74 番について、申請人は、駐車場用地への転用を計画されています。申請地は、平成 30 年 1 月 15 日に農振除外されております。島原鉄道大正駅より 300 メートル以内に存在していることから、第 3 種農地であると考えられます。農地法第 5 条第 2 項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題ありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号 74 番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第 14 号、受付番号 74 番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第 5、議案第 15 号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○主査（福田 智美君）

（議案第 15 号について議案書をもとに説明）

本計画案は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に適合する適正な計画であると思われます。各調査会においても特に問題はないと判断されております。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

14 ページ、14 番から 15 ページ、20 番は所有権移転による案件、15 ページ、21 番から 24 番は農地中間管理機構への貸し付けによる案件です。議案第 15 号に対する質疑を行います。

まず、13 ページから 14 ページについて、ご質疑ございませんか。ご質疑ございませんか。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、次に、15 ページについて、ご質疑ございません

か。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第１５号は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認め、農用地利用集積計画を決定することとします。

次に、日程第６、議案第１６号農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○主査（福田 智美君）

（議案第１６号について議案書をもとに説明）

本計画案は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく適正な計画であると思われます。各調査会においても特に問題はないと判断されております。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

本案件は、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画により、農地中間管理機構である長崎県農業振興公社へ貸し付けられた農地を、公募申し込みをした農業者へ配分する計画が提出されたものです。議案第１６号に対する質疑を一括で行います。ご質疑ございませんか。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第１６号農用地利用配分計画（案）については、特に異議なしと回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、議案第１６号につきましては特に異議なしと回答することに決定しました。

次に、日程第７、議案第１７号農地法第２条第１項の「農地」の判断についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○主査（福田 智美君）

（議案第１７号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

２０ページは個人の申し出によるもの、２１ページから４４ページは平成２８年度の利用状況調査によりＢ分類と判定したものです。

事務局より説明をお願いいたします。

○主査（福田 智美君）

（議案書 21 ページから 44 ページについて説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

まず、20 ページについて、ご質疑ありませんか。ご質疑ございませんか。20 ページについて、ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、次に、21 ページから 44 ページについて、地元委員の意見をお聞かせください。吉田委員。

○委員（14 番 吉田 良一君） 議席番号 14 番、吉田です。

農地法第 30 条の規定による、平成 28 年度の利用状況調査により、国見町、瑞穂町のこれらの対象地は、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であると、B 分類と判断したものです。現地調査会においても特に異議はありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

一括して審議いたします。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第 17 号農地法第 2 条第 1 項の「農地」の判断については、対象地は「農地」ではないと判断することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認め、対象地は「農地」ではないと判断し、今後非農地通知を发出することといたします。

お諮りします。本農地部会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これをもちまして、本日の議事は全て終了しました。どうもありがとうございました。

午後 2 時 58 分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年 3月 5日

議 長

署名委員

署名委員